

令和元年12月2日施行  
令和2年3月26日改定

受注する業者の皆様へ

佐久市 会計課

令和元年台風第19号による土木災害復旧工事における検査等の  
取扱いについて（通知）

令和元年台風第19号による被災に対し、速やかな復旧が求められておりますが膨大な数の復旧工事が集中することにより、技術者不足による復旧作業の遅れが懸念されます。

つきまして、台風第19号における土木災害復旧工事の検査等につきまして、下記のとおり取扱うこととします。

記

【別表1】

請負額	市単・補助	工事書類	検査職員	成績評定	備考
500万円未満	市単	簡素化※	発注部署	—	
	国庫補助	簡素化※	発注部署	—	ただし、発注部署より依頼された場合は、会計課で検査する。
500万円以上	市単	簡素化※	発注部署	×	簡素化とするか従来どおりとするかは受注者の選択とする。
		従来どおり	会計課	○	
	国庫補助	簡素化※	会計課	×	
		従来どおり	会計課	○	

※工事書類の簡素化による提出及び提示書類は、「令和元年台風第19号による災害復旧工事しゅん工書類簡素化基準（土木工事）」のとおりとします。なお、この簡素化基準は佐久市ホームページに掲載しております。

（当該基準表中、「×：不要又は対象外」は、提出や提示は不要ですが、従来どおり行う必要があるものもございますので、備考欄の記載はご留意下さい。）

（注1）特記仕様書等により、発注部署が別表1と異なる指示をした場合は、発注部署

の特記仕様書等を優先して下さい。

- (注2) 500万円以上の工事で簡素化とするか従来どおりとするかを選択する時期は、施工計画書を提出する前に選択し、協議書により監督員へ報告して下さい。なお、工事書類の簡素化を選択した場合は、成績評定は行いません。
- (注3) 検査職員が発注部署の工事でも、会計課長等が必要と認める工事は会計課にて検査を行う場合があります。
- (注4) 表に示す成績評定を行わない工事であっても、施工管理不足などによる粗雑工事を行った場合は、請負額に関わらず成績評定を実施します。また、その場合は「令和元年台風第19号による災害復旧工事しゅん工書類簡素化基準（土木工事）」に示す提出書類・提示書類を追加することとなります。
- (注5) 国庫補助工事にあつては、会計検査受験等もふまえ、提出または提示を省略した書類（特に建設業法等に基づく関係書類）は、受注者において必ず保管しておいて下さい。（保存年限：しゅん工年度の翌年度より10年）

この取扱いは、令和2年3月26日から適用する。ただし、現行の取扱い（令和元年12月2日適用）により発注した工事及びそれ以前に発注した令和元年度台風第19号による土木災害復旧工事についても、遡って適用する。

お問い合わせ先

佐久市役所 会計局 会計課 検査係

電話：0267-62-3453（直通）

FAX：0267-63-6529

Mail：kaikei@city.saku.nagano.jp